

文京区障害者住宅条例の一部を改正する条例

- 1 改正のあらまし
  - (1) 使用者の資格について、同居親族の見直しを行う。
  - (2) その他、規定の整備を行う。

2 新旧対照表

文京区障害者住宅条例（平成十四年条例第三十二号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条から第三条まで （略） （使用者の資格）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 家族用住宅を使用することができる者は、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、<u>婚姻の予約者及び事実上親族と同様の事情にある者として規則で定める者を含む。</u>以下同じ。）を有し、かつ、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>第五条から第九条まで （略） （使用料の決定）</p> <p>第十条 障害者住宅の毎月の使用料は、毎年度、第十二条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃（毎年度、令第三条及び<u>令第十六条第一項</u>に規定する方法により算出した額をいう。以下同じ。）以下で、令第二条及び<u>令第十六条第一項</u>に規定する方法により算出した額とする。ただし、次条に規定する使用者からの収入の申告がない場合において、第三十二条の規定による請求を行ったにもかかわらず、使用者がその請求に応じないときは、当該障害者住宅の使用料は、近傍同種の住宅の家賃（毎年度、令第三条及び<u>令第十五条第一項</u>に規定する方法により算出した額をいう。以下同じ。）以下で、令第二条及び<u>令第十五条第一項</u>に規定する方法により算出した額とする。ただし、次条に規定する使用者からの収入の申告がない場合において、第三十二条の規定による請求を行ったにもかかわらず、使用者がその請求に応じないときは、当該障害者住宅の使用料は、近傍同種の住宅の家賃（毎年度、令第三条及び<u>令第十五条第一項</u>に規定する方法により算出した額をいう。以下同じ。）を有し、かつ、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>第五条から第九条まで （略） （使用料の決定）</p> <p>第十条 障害者住宅の毎月の使用料は、毎年度、第十二条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃（毎年度、令第三条及び<u>令第十五条第一項</u>に規定する方法により算出した額をいう。以下同じ。）以下で、令第二条及び<u>令第十五条第一項</u>に規定する方法により算出した額とする。ただし、次条に規定する使用者からの収入の申告がない場合において、第三十二条の規定による請求を行ったにもかかわらず、使用者がその請求に応じないときは、当該障害者住宅の使用料は、近傍同種の住宅の家賃（毎年度、令第三条及び<u>令第十五条第一項</u>に規定する方法により算出した額をいう。以下同じ。）を有し、かつ、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>一～二 （略）</p>	<p>第一条から第三条まで （略） （使用者の資格）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 家族用住宅を使用することができる者は、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者<u>及び婚姻の予約者を含む。</u>以下同じ。）を有し、かつ、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>第五条から第九条まで （略） （使用料の決定）</p> <p>第十条 障害者住宅の毎月の使用料は、毎年度、第十二条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃（毎年度、令第三条及び<u>令第十五条第一項</u>に規定する方法により算出した額をいう。以下同じ。）以下で、令第二条及び<u>令第十五条第一項</u>に規定する方法により算出した額とする。ただし、次条に規定する使用者からの収入の申告がない場合において、第三十二条の規定による請求を行ったにもかかわらず、使用者がその請求に応じないときは、当該障害者住宅の使用料は、近傍同種の住宅の家賃（毎年度、令第三条及び<u>令第十五条第一項</u>に規定する方法により算出した額をいう。以下同じ。）を有し、かつ、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>第五条から第九条まで （略） （使用料の決定）</p> <p>第十条 障害者住宅の毎月の使用料は、毎年度、第十二条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃（毎年度、令第三条及び<u>令第十五条第一項</u>に規定する方法により算出した額をいう。以下同じ。）以下で、令第二条及び<u>令第十五条第一項</u>に規定する方法により算出した額とする。ただし、次条に規定する使用者からの収入の申告がない場合において、第三十二条の規定による請求を行ったにもかかわらず、使用者がその請求に応じないときは、当該障害者住宅の使用料は、近傍同種の住宅の家賃（毎年度、令第三条及び<u>令第十五条第一項</u>に規定する方法により算出した額をいう。以下同じ。）を有し、かつ、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>一～二 （略）</p>

賃とする。

2 (略)

第十一条から第二十一条まで (略)

(使用の承継)

第二十二條 使用者が死亡し、又は立ち退いた場合において、その死亡時又は立ち退き時に当該使用者と同居していた者で第四条第三項に規定する要件を満たしているものが引き続き居住することを希望するときは、省令第十二条に規定するところによるほか、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。

2 (略)

(同居)

第二十三條 使用者は、家族用住宅において、使用の許可を受けた同居の親族以外の者を同居させようとするとき（出生の場合を除く。）は、省令第十一条に規定するところによるほか、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。

2 (略)

第二十四条から第二十六条まで (略)

(収入超過者に対する使用料)

第二十七條 (略)

2 区長は、前項に規定する使用料を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第八条第二項及び令第十六条第一項に規定する方法によらなければならない。

3 (略)

以下 (略)

付 則

この条例は、平成三十年八月一日から施行する。

賃とする。

2 (略)

第十一条から第二十一条まで (略)

(使用の承継)

第二十二條 使用者が死亡し、又は立ち退いた場合において、その死亡時又は立ち退き時に当該使用者と同居していた者で第四条第三項に規定する要件を満たしているものが引き続き居住することを希望するときは、省令第十一条に規定するところによるほか、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。

2 (略)

(同居)

第二十三條 使用者は、家族用住宅において、使用の許可を受けた同居の親族以外の者を同居させようとするとき（出生の場合を除く。）は、省令第十条に規定するところによるほか、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。

2 (略)

第二十四条から第二十六条まで (略)

(収入超過者に対する使用料)

第二十七條 (略)

2 区長は、前項に規定する使用料を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第八条第二項及び令第十五条第一項に規定する方法によらなければならない。

3 (略)

以下 (略)